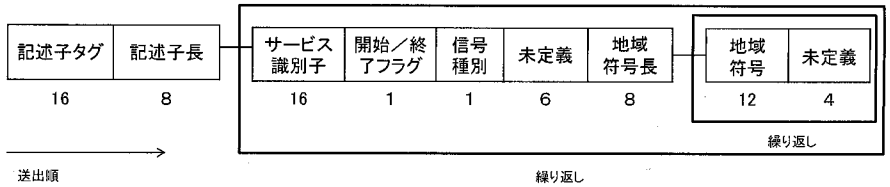
別記第５　緊急情報記述子



注１　記述子タグの値は、緊急情報記述子を示す0x8007とする。

２　記述子長は、これより後に続くデータバイト数を書き込む領域とする。

３　サービス識別子は、放送番組番号を識別するために使用する領域とする。

４　開始／終了フラグは、緊急警報信号の送出開始及び送出中の場合は‘１’とし、終了する場合は‘０’とする。

５　信号種別は、無線局運用規則第138条の２第１項に規定する第一種開始信号を送出する場合は‘０’とし、同項に規定する第二種開始信号を送出する場合は‘１’とする。

６　地域符号長は、これより後に続くデータバイト数を書き込む領域とする。

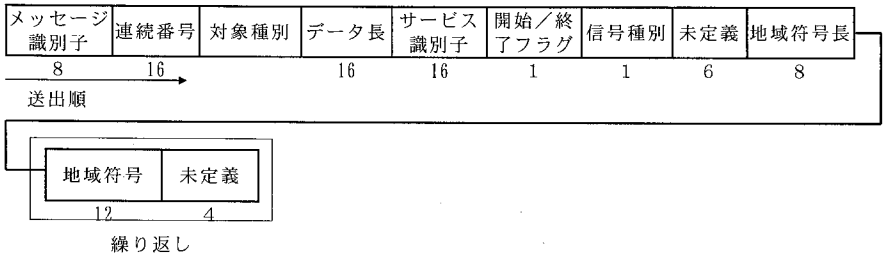
７　地域符号は、昭和60年郵政省告示第405号別表第１号に定める地域符号を伝送する領域とする。

８　本記述子は、ＭＰテーブルのＭＰテーブル記述子領域で伝送するものとする。

別表第三十一号　識別子（標準方式第58条第５項に関するものに限る。）の構成

識別子	構成
記述子タグ	別表第三十号及びＩＳＯ／ＩＥＣ　23008－１に従う。
限定受信方式識別子	別表第三十号に示すとおり。
スクランブル方式識別子	別表第三十号に示すとおり。
サービス識別子	別表第三十号に示すとおり。

別表第三十二号　緊急警報放送メッセージの構成



注１　メッセージ識別子は、メッセージの種別を識別するために使用する領域とする。

２　連続番号は、緊急警報放送メッセージを識別するために使用する領域とする。

３　対象識別は、対象となるエリアを識別するために使用する領域とする。

４　データ長は、これより後に続くデータバイト数を書き込む領域とする。

５　サービス識別子は、放送番組番号を識別するために使用する領域とする。

６　開始／終了フラグは、緊急警報放送メッセージの送出開始及び送出中の場合は‘１’とし、終了する場合は‘０’とする。

７　信号種別は、無線局運用規則第138条の２第１項に規定する第一種開始信号を送出する場合は‘０’とし、同項に規定する第二種開始信号を送出する場合は‘１’とする。

８　地域符号長は、これより後に続くデータバイト数を書き込む領域とする。

９　地域符号は、昭和60年郵政省告示第405号別表第１号に定める地域符号を伝送する領域とする。

○総務省告示第二百三十四号

標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第十七号）第四条第一項、第五条第一項、第二十四条の五第一項（第三十二条、第四十八条及び第八十一条第一項において準用する場合を含む。）、第四十四条、第六十二条第一項（第八十一条第一項及び第二項並びに第八十四条において準用する場合を含む。）、第六十四条第一項（第八十一条の三及び第八十四条において準用する場合を含む。）及び第七十二条の規定に基づき、映像信号のうちＰＥＳパケット、同期パケット及びＭＭＴＰパケットによるものの圧縮手順及び送出手順並びに音声信号のうちＰＥＳパケット、同期パケット及びＭＭＴＰパケットによるものの圧縮手順及び送出手順を次のように定め、平成二十六年七月三日から施行する。

なお、平成二十三年総務省告示第三百号（映像信号のうちＰＥＳパケットによるものの圧縮手順及び送出手順並びに音声信号のうちＰＥＳパケットによるものの圧縮手順及び送出手順を定める件）は、平成二十六年七月三日限り廃止する。

平成二十六年七月三日　　総務大臣臨時代理
国務大臣　田村　憲久

１　映像信号のうちＰＥＳパケット、同期パケット又はＭＭＴＰパケットによるものの圧縮手順及び送出手順

一　標準デジタルテレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（以下「デジタル放送の標準方式」という。）第四条第一項に規定する映像信号の圧縮手順及び送出手順については、別表第一号に示すとおりとする。

二　前号の規定により符号化された映像信号の構成は、別表第二号に示すとおりとする。

三　デジタル放送の標準方式第二十四条の五第一項（第三十二条、第四十八条及び第八十一条第一項において準用する場合を含む。）に規定する映像信号の圧縮手順及び送出手順については、別表第三号に示すとおりとする。

四　デジタル放送の標準方式第六十二条第二項（第八十一条第一項及び第二項並びに第八十四条において準用する場合を含む。）に規定する映像信号の圧縮手順及び送出手順については、別表第四号に示すとおりとする。

２　音声信号のうちＰＥＳパケット、同期パケット又はＭＭＴＰパケットによるものの圧縮手順及び送出手順

一　デジタル放送の標準方式第五条第一項、第四十四条及び第六十四条第一項第一号（第八十一条の三及び第八十四条において準用する場合を含む。）に規定する音声信号の圧縮手順及び送出手順については、別表第五号に示すとおりとする。

二　デジタル放送の標準方式第六十四条第一項第二号（第八十一条の三及び第八十四条において準用する場合を含む。）に規定する音声信号の圧縮手順及び送出手順については、別表第六号に示すとおりとする。

三　デジタル放送の標準方式第七十二条に規定する音声信号の圧縮手順及び送出手順については、別表第七号に示すとおりとする。